

書 評

ソビエト法からロシア法へ
 ——藤田勇・杉浦一孝編『体制転換期ロシアの法改革』
 （法律文化社・1998年刊）によせて

早 川 弘 道

- 1 はじめに——国制変化と社会主義
 - 2 本書の視座と構成——体制転換期のロシア法
 - 3 本書の内容と若干のコメント
- 結びにかえて

1 はじめに——国制変化と社会主義

この世紀にあって、国制の変化を幾度か経験した国は、必ずしも少なくない。帝政からワイマール共和制、ナチズム体制を経て、ボン資本主義国家とDDR社会主義国家の分立、そしてDDR体制崩壊を契機とした再統合を経験したドイツ。オーストリア・ハンガリー二重帝政終焉後、短期間の民主共和制及びソビエト共和制を経て、戦間期権威主義レジーム、戦後の人民民主主義＝社会主義共和制、そして1989年革命に基づく民主共和制を実現したハンガリー。清朝から1911年辛亥革命後の共和制と内乱を経て、戦後社会主義共和制に移行した中国、散見しただけでも20世紀における国制の劇的かつ連続的変容を体験した諸国が、社会主義の、即ちソビエト体制の明瞭なインパクトを受け、未曾有の事象を重ね持ったことがわかる。そのことは、法思想や法制度、より広義には法文化のこの時代における軌跡の上にも鮮明に影をおとしている。

ソビエト型社会主義体制のオリジナル・モデルとしてのソビエト連邦の存立した歴史空間にあって、帝政ロシアの独自の「立憲主義化」（1905年革命＋1906年国家基本法体制）、1917年2月革命による民主的共和政体、そして10月革命に端を発するソビエト社会主義政体の展開と崩落（1991年）、その後のロシアをはじめとする体制転換期の種々の共和政体の登場と、この百年を構成す

る編年史は、実に激しい転変を内容とするものであった。

かかる20世紀特有の事象が、世界史における広義の近代化過程の終期に包摂されるとしても、そこには近代が所与の前提とした資本主義的秩序そのものに対するラディカルな批判と対抗の要素が介在したことを認めなければなるまい。西欧近代文明自体が産出したマルクス主義＝科学的社会主義思想を触媒として、はじめて体制としての社会主義が現実化し、さらに世界化した事実は消去され得ぬものである。これが、西欧近代文明に対する擬似対抗文明であったとする見方、あるいは遅れた近代化のための強行手段としての開発独裁の一形態であったとする所説等々にもかかわらず、資本主義的文明へのラディカルなオルタナティブを主要な契機としていたことを、改めて確認しておく必要がある。

そのような脈絡において、ソビエト法体系を中核モデルとする「社会主義法」類型が、大陸法や英米法と併存する独自の法圏と認める比較法学パラダイムが成立したことは、周知の通りである。当然そのうちには、旧ロシア法とソビエト法の歴史的・内容的連続・非連続説、旧ロシア法と大陸法の親縁性を根拠とするソビエト法と大陸法の類縁説・独立説等の法文化論争が随伴されていた。帝政ロシア法の原則的不継承による法的断絶、そして資本主義法の本質的階級性への批判を土台とした過渡的社会における法の「利用」(存在)と将来におけるその「死滅」への展望という基軸的理論系の故に、形態的、あるいは機能的近似の存在にもかかわらず、大陸法圏、英米法圏とは別個のソビエト法圏として認容されたわけだが、さらにそのことは併存する独立法圏としての地位であるのみならず、前二者を包括する資本主義法類型に原理的に対置された現存する社会主義法類型であるとされてきたのである⁽¹⁾。勿論ここにおいても、高度(後期)産業社会論や近代化論等の視角からする東西両社会体制の収斂理論に基づく独立・対立消滅論が一方に存在していた。

他方において、ソビエト型社会主義体制に基づく国家群として、かつて大陸法圏に属した東中欧諸国(DDR・ポーランド・チェコスロヴァキア・ハンガリー・スロヴェニア等)、あるいは中華人民共和国等の東アジア諸国、ユーロ＝アメリカ法域に属するキューバが包摂されたことから、「社会主義法圏」内部における形態的多様性、さらには個別的展開過程における独自性を認め、

(1) 五十嵐清「社会主義法系は存在したか?」(『札幌法学』第3巻1号・1991年)及び大木雅夫『資本主義法と社会主義法』(有斐閣・1992年)等を参照されたい。

時にそれはソビエト型法体系との緊張や対立さえ想定しうとする法史的・法社会学的主張も、少数ではあれ存在したことも指摘しておく必要がある。1956年の「スターリン批判」以降の諸状況にかかわる法学的分析に際して、充分留意されねばならぬ学問的観点でもあった⁽²⁾。

さて右のような比較法的アスペクトからする「社会主義法類型」認識は、1989年の「東欧革命」とこれに連鎖した1991年のソ連邦解体現象によって、根本的な問題を突きつけられることになった。とりわけ「社会主義法類型」の中核的オリジナル・モデルとしてあったソビエト法システムの解体・崩壊現象、そしてヨーロッパ大陸法への回頭（東中欧諸国と違って必ずしも単純な「回帰」ではない）現象は、単純な大陸法回帰説によっては到底説明し得ない問題群を内包している。20世紀に出現し独自の再生産過程を持ったソビエト社会主義法体系について、さらに東アジアのみならず、本来大陸法圏に帰属した東中欧諸国における「継受」（受容・移植のコンセプトが論者によって採られる）が、およそ半世紀近くにわたって展開し得たことについて、おそらく社会主義法の資本主義法への「反作用」（影響と対抗）問題とも併せて充分な解明が求められているといえよう。そこには、国家権力と社会の政治的総括形態の基本的転移に事柄をすべて帰結させる実証的な政治学的手法によっては、およそ解読し得ぬ基本的問題群が伏在しているように思われる。

こうしてみると、20世紀の「現代法」の構成部分として存立したソビエト社会主義法に関する今日的分析は、たんに過去の歴史的事象の追跡という意味に決してとどまることのない、また「体制転換」期の法現象に随伴する副次的課題に過ぎぬものでもない、いわば「現代社会と法」に直接かかわる深重のそれであることが了解されよう。

本稿の批評対象である藤田勇・杉浦一孝編『体制転換期ロシアの法改革』（法律文化社・1998年）は、右の問題群に正面からの本格的応答を試みるための第1次的・基本的作業たらんとするものと思われる。

2 本書の視座と構成——体制転換期のロシア法

本書は、文部省科学研究費（1993—95年度）に基づく研究チームによる14の

(2) 例えば鈴木輝二氏の一連の論稿があるが、ここでは氏自身の編まれた英文論集を最新のものとしてあげておく。T. Suzuki, *Some Reflections on Comparative Law and International Relations*. 1998, Tokyo.

論稿（4編14章）から編成されている。

まずはじめに前節で簡述した理論状況との関係から、編者の杉浦一孝執筆による〈はしがき〉に表出される共同研究に際しての問題意識と課題設定方法について確認しておきたいと思う。

杉浦によれば、1991年8月以降のロシアにおいて、「脱社会主義化」と「資本主義への移行が不可逆になった」との基本認識のもとで、「これまで社会主義法類型の1つとして把握されてきたソビエト法のシステムがどのような法システムに転化しつつあるのかということをはっきりと明らかにする」ことが、本共同研究の基本課題である。共同研究に際して、以下の3つの課題意識の共有がはかられている。

(1)「ソビエト法はどのような意味で社会主義法であったのか」。

(2)「ペレストロイカの時代にソビエト法はどのように再編されようとしたのか、なぜそれは挫折したのか」。

(3)「脱社会主義化の過程でソビエト法はどのような法システムに転化しつつあるのか」。

先述した学問状況において、けだし適切・的確な問題枠組の設定であると評されよう。但し、特に今日(1)について、「ソビエト法はどのような意味で社会主義法でなかったのか」という言説が、「ソビエト体制がいかに社会主義的なそれではなかったか」という経済学をはじめとする社会・人文諸科学からの仮設提示とも関連して存在する⁽³⁾。かかる言説と(1)仮設との間には、当然のことながら種々の見解からなる「途中変異・転換」説が、ソ連崩壊以前を含めて多数存在する。「ソビエト法分析」という法律学固有の課題からのアプローチが、「始源・本質否定」説、あるいは「途次・本質転換」説に対して、結果においていかような否定・肯定の論拠を与えることになるのか、このことがいづれ問われることになろう。

これについて、編者の学問的見地はあらかじめ明瞭に示されている。即ち

(3) 本書執筆者の大江泰一郎氏と森下敏男氏との間の一連の論争も、これに陰に陽に関連している。森下氏自身の「社会主義法」認識を示す代表的論稿として、「社会主義法の総括的批判序説」(『神戸法学雑誌』第43巻1号・1993年)があり、塩川伸明・大江泰一郎の各著書に対する書評論稿として、前掲誌第44巻3号(1994年)、第45巻3号(1995年)があり参照されたい。

その他の関連文献と理論的布置状況については、拙稿「生きた歴史と解放への思想の狭間——藤田勇著『自由・平等と社会主義』を読む」(『ロシア・ユーラシア経済調査資料』第810号・1999年12月号)に略述してある。

「旧ソ連・ロシアの社会体制は、構造的な矛盾を抱えたものであっても、社会主義的性格をもつものとして把握されている」と。さらに付言して、かの体制の「社会主義的性格を否定する主張が強まってきている」という現状認識の上に立って、「このような否定論との学問的対話は必要であるが、私たちの今回の共同研究は、否定論に立つのではなく」、法律学的アプローチを試みるものとされる。評者もまたこれとほぼ同一の認識を有することを明らかにしておきたい。

問題は、ソビエト体制の社会主義的性格に関する「肯定論・否定論」のいずれかにあらかじめ帰属することなく、共同研究における個別分析の結果、「否定論」に結果として逢着したというわけではなく、「肯定論」を仮設化した上での共同研究の帰結において、その濃淡の差異はあれ、新美、大江、稲子（恒夫）、稲子（宣子）等の諸論稿で「否定論」が導かれていることであろう。おそらくこのことは、編者の記す「各領域における改革の進捗状況のちがいが等により、論文の構成、内容等に相違がみられ」、さらに「それにとどまらず、執筆者の研究手法、見解等にもちがいが散見される」ということと関連するところもあろう。評者自身もまた、本書のような本格的共同研究において、「肯定論」「否定論」の「学問的対話」が内在的のみならず、「外見的」にもありうるし、むしろ望まれてよいことだと考えている。これにより法律学的「肯定論」へのアプローチもまた、改めて今日的な論拠を獲得することにもなろう。しかるに今次共同研究が、「肯定論」を共通の課題意識とした上で、なお「否定論」に限りなく接近する研究結果をも含むことになった。事柄は当然のことながら政治的信条の発露等ではなく、学術的分析の結果に帰するものである。したがって共同研究の帰結における顕著な評価の分岐は、それによって非難されることではなく、むしろ「ソビエト法・ロシア法研究」における爾後の回避し得ぬ論争点として再度本格的に立ち現れることが予想される。

3 本書の内容と若干のコメント

さて以下に本書を構成する諸論稿について、紙幅の都合から簡約して紹介し、併せて評者の問題関心に即して最小限のコメントを付しておきたい。

〔第1編 体制転換とロシア国家の再編〕

- (1)「国家統治機構の組織原理の転換とその再編」(竹森正孝論文)・(2)「司法

機関の組織原理の転換とその再編」(杉浦一孝)・(3)「連邦制の再編と地方自治」(樹神成)・(4)「多元主義の醸成のもとでの選挙制度改革」(新美治一)〔以上本書3—107頁所収、以下煩瑣を避けるため、一部を除いて引照頁を付記しないが了とされたい〕

竹森論文は、1993年現行憲法体制の特徴について、その制憲過程を「憲法革命」路線の破綻と大統領特別統治レジームの成立という視角から論じ、「国家主義的なソ連型社会主義体制」から「脱社会主義化」の『『革命的転換』の過程』への移行とみなす⁽⁴⁾。その中心的問題は、「脱社会主義化と西欧的立憲主義国家をめざす」新憲法の制定と、過渡期社会における特異なエリツィン大統領統治体制の成立との相関にある。その結論として、「ロシアの現状は、超憲法的政治を不可避とする状況のもとで、それを憲法によって『正当化』するという深刻な事態を脱却していない」とされ、「かならずしも近代的な立憲主義、法治国家への転化の保障とはみなしきれない幾多の問題点」をもつ体制と分析される。現状に関する的確な評価と思われるが、「リベラルな近代立憲主義と遂に両立(共存)しえないままに」終わったソビエト制の特質と93年憲法体制の法文化上の連続性と非連続性について、大江・稲子(恒)両論文がそれぞれ異なる見地からロシア近現代法史の特徴を論じているだけに、現在の「過渡期」をも包摂する「20世紀ロシア憲法史」とでもいう観点からする分析軸が不可欠ではなかったか。このことは、現行体制を「外見的立憲主義」の概念で括ろうかという示唆的記述について、必ずしも積極的論述がなされずに終わっていることとも関連している。

杉浦論文は、「司法の市民的公共性の確立」という一貫した視座から、旧ソ連時代・ペレストロイカ期・体制転換期における司法制度(改革)史を追究した労作である。権力統合原則に基づくソビエト制が、「民主主義の形骸化」と「市民の権利および自由の抑圧の上に成り立つ社会体制」として、「裁判官独立」の原則の受難史、ペレストロイカによる積極的再評価と挫折が論じられている。今日の権力分立原則の憲法的宣言の下で、司法権の独立を支え、公正な裁判を実現するためには、諸法令が「司法の市民的公共性」の確立という観点から運用されるかどうかにかかっている」というそれ自体正当な指摘は、たとえば巻頭の竹森論文が解析する特殊な過渡期社会にあって、いかなる保障と可

(4) これとは異なる脈絡からハンガリーの1989年の変動を「憲法革命」と把握することについて、拙稿「東欧における体制転換と憲法革命」(奥島・田中編『法学の根底にあるもの』有斐閣・1997年所収)を見よ。

能性をもつものなのか。「通常裁判所の改革が遅れていることは明白である」という状況そのものが意味する司法の問題状況と併せての更なる解明が不可欠と思われる。

樹神論文は、ソ連史における連邦制評価にかかわる新たな視点を提示し、ソビエト制下における地方自治の否定の理論的跡づけと制度的特質を論じた後、ペレストロイカ期における連邦制再編と理論修正の試み、地方自治概念の「受容」が明らかにされる。そして1991年以降の統治原理の転換のもとでの地方自治法の制定状況について、ロシア大統領制のメカニズムとの関連で詳細に論ずる。現行憲法（その最高性）と新連邦制の条約原理的側面の法理論・制度論・実体論の諸レベルにわたる矛盾と緊張関係は、今後の地方自治の「定着」可能性とも関連して、ポスト・ソビエト国家群の内的・外的再編とも連動する重要問題であることは確かであろう。

最後に新美論文は、選挙制度の変化が「『体制転換』の全構造の質と内容が明らかになるような性質の問題」であり、「その社会の政治的民主主義の成熟度を示す」ものとして、「ソビエト・システムから『自由と競争』のシステムへの転換過程」として把握する。新美は前提となる「政党制度」について、旧体制を「ソ連共産党の単独支配＝独裁体制のメカニズム」と規定し、「スターリン体制の根源」を、「善としての社会主義、善の理論化・政策化を担う無謬の共産党、善を実現するために共産党の指導を受ける国家」の「総体」にあるとする。この「党」が「ソビエト政権のごく初期を除き」90年3月の憲法改正まで「国家権力を完全に掌握」し、その間に「人民のための『共産党』が、自らの『利権（名誉と生活の保障）』のための道具に転落していった」ため、「社会の構成員によって支持される『政権党』としてとどまることができなかったのは、当然であった」とされる。新美の説くソビエト政治社会のかかる「本質的側面」は、杉浦論文の記述にある「歴史的に成長した現実の特殊ソ連型の社会主義体制」（30頁）を規定するものとして、これに整合的に組み込まれ得るのだろうか。確かに評者自身、1980年代中葉時点で、30年代以降に成立するソビエト型社会主義の本質を規定するものとして、マルクス＝レーニン主義政党による「政治の独占」を抽出し、その「一党制＝党の指導的役割レジーム」を批判的に分析した経緯がある⁽⁵⁾。またこの私見について、ソ連崩壊後の現時点にあっても変更の必要を認めていない。むしろそこで提示した「現存社会主義

(5) 早川弘道『ソビエト政治と民族』（成文堂・1994年）第1編1章を参照されたい。

体制」に内在する「政治的矛盾」の表出こそが、「東欧革命」とソ連解体に至る一連の事象の解明に有効であると考えている。かかる理論系によれば、杉浦の「体制」規定に接合し得るであろう。

新美の提出する図式をより単純化すれば、利権集団と化した一枚岩の党と国家が、国民の支持を失うに至ったということになろうか。しかしここからは肝心の「社会主義」問題はきれいに抜け落ちてはいないだろうか。したがって「何故ペレストロイカか？」も極度に矮小化される危険性がある。例えばグラーヌノスチによって「共産党の神話」が崩れたという指摘は、先の三位一体論をふまえたものと思われるが、「善としての社会主義」については議論の余地があるにしても、「全能の共産党」認識はあくまでもプロパガンダの域に位置するものにすぎず、国民はいうまでもなく党指導部自身もまたこれを奉じていたとはおよそ考える素材に乏しい。この点に関連して、共産党「独裁体制」と20年代「プロレタリア民主主義」、30年代以降の「ソビエト民主主義」、「プラハの春」抑止後の「社会主義的民主主義」を、それぞれ区別した上でいかに批判的に検討するか、また新美の記述するソビエト憲法体制下の「人民主権」とは何を意味するのか、これらの諸論点については、これまですぐれて論争的課題としてあったのであり、それへの新美自身の評価を明示することが、かかる三位一体論の説得的展開に不可欠であったと思われる。なお1990年3月のソ連憲法改正についてであるが、評者もまたこれについてペレストロイカの水嶺的位置を占めるものであり、ソビエト憲法史の画期（の始点）をなすものと考えている。しかしこれをもって、「ソビエト社会は、この時期に、実質的にも法制上も、『モノカルチャー的』政治体制から完全に多元主義的な政治体制に転換した」とする新美による評価については、その根拠が定かでなく支持しがたい。

〔第2編 脱社会主義化と所有制の改革〕

(5)「所有制改革と体制転換」(藤田勇)・(6)「ロシアにおける土地私有化の歩み」(小原剛)・(7)「ロシア連邦における市場経済への移行と金融法」(直川誠蔵)・(8)「私有化と労働関係法制の転換」(武井寛)〔以上本書111—196頁所収〕

本編冒頭におかれた藤田論文は、「歴史上いまだかつてない社会過程」について、「所有制改革と政治権力移行との相互連関の考察」をも視野に収めた示唆に富む論稿であり、後出の大江論文と共に本書の主題からするならば、事実上の総論的位置を占めるものと思われる。藤田は本稿に先行して、「全面的法

制的私有化」に関して1986年（ベレストロイカの始期）以降の「所有制改革のメタモルフォーゼ」という枠組のもとに分析を行っている。本稿では、かの「メタモルフォーゼ」が生じる前提として、1960年代に遡り、「ソ連共産党の一元支配，マルクス＝レーニン主義の一元的支配」，そして国家的・コルホーズ的所有の全一的支配によるこの時期に、「問題は、はなはだ逆説的ではあるが、そうした構造そのもののなかに私的所有制主導構造への転換，ソ連共産党とそのマルクス＝レーニン主義の崩壊の原因が潜んでいたのではないか」との理論仮説を展開している。

ごく簡略化するならば、1960年代以降のソビエト社会の新たな特質として、第1に「『指令社会』の『取引社会』への変質」のもとで「独自の慣習法」の形成、及び「党＝国家官僚による国有財産またはその管理権限の『私物化』とそれらの相互的『交換関係』の展開」のなかでの「表の計画経済の裏側の『第二経済』」の「包含」、第2に「国家・党官僚集団」の「私的人脈化」のもとでの「『影の権力』または『第二政治』」の成長、「市民の『私民化』」や「ネポティズム」現象の発生、第3に「『マルクス＝レーニン主義』の一元的支配」の「内部的崩壊」の進行、である。

藤田は夙に、世界史的与件のもとでのソビエト社会における社会主義の第一次的構造とスターリン主義的第二次形成物の総体として、「ソビエト型社会主義体制」を規定し、ソビエト社会主義研究に多大の影響を与えたが、本稿においてスターリン批判以後のソビエト社会分析に、必ずしも氏自身の従来の学説には見分けられなかった新たな視点を導入したと判ぜられる⁽⁶⁾。但し、ソビエト社会崩壊を見通そうとする藤田のかかる視点は、本稿において見る限り、1990年代のロシアの諸論者を主たる典拠としているが、研究史に即するならば、トロツキーのソビエト社会分析をはじめとして古くは旧ユーゴのM・ジラスによる『新しい階級』を嚆矢として、これを批判的・現代的に継承し1968年以降のハンガリー経済改革との関連から社会分析を行ったI・セレニイとG・コンラッドの労作『知識人と権力⁽⁷⁾』に至る一連の注目すべき学説展開があったことを想起する時、「ソビエト型社会主義」諸国と「ソビエト社会主義」本国のその種差を含めて、改めて全般的検討を要するものと思われる。本書中の新美による三位一体説との関連も問われよう。

(6) 本論集後の展開として、藤田勇『自由・平等と社会主義』（青木書店・1999年）終章が参考になる。

(7) 英語版1979年、邦訳は新曜社・1986年、ハンガリー語版1989年がある。

右仮説をふまえて、1989年から今日に至る所有制転換過程が説得的に抽出された後、「社会体制論的観点」からする中心問題として「新しい階級、階層構造の問題」が提示され、現状を『『過渡的社会階層』ともいうべき形成途上の状態』と想定し、向自的階級としての「労働者階級はロシアにはまだ存在していない」との引照をもって結ばれている。

武井論文は、私有化過程における労働関係法制の転換を実証的に分析することによって、藤田論文の右の論点に深くかかわるものとなっている。過渡の中央集権的規制によって特徴づけられる旧ソ連の労働法制の「社会主義」の枠内における改革とその帰結としての「労働集団」概念とその法制化は、「ソ連崩壊の前後からロシア的『市民社会』形成論」の前に失勢し、1992年労働法典改正を指標として、「脱国家化から私有化へ」の道に転轍したとされる。かかる武井説と巻頭の竹森論文の説示する「憲法革命」路線との重なりとズレがどのようなものであるのか、両執筆者に是非問いたいところであり、藤田論文等と併せてロシアの体制転換の法的特質を探りあてる上で、枢要の論点となると思われる。

本編の土地私有化を対象とした小原論文、そして金融法制を歴史的に概観した直川論文はともに、所有法制転換分析に不可欠の領域を扱い有益である。

〔第3編 体制転換と社会的諸問題〕

(9)「犯罪と新刑法典の制定」(上田寛)・(10)「矯正労働法から刑事執行法へ」(上野達彦)・(11)「旧ソ連およびロシアにおける行政処罰法制」(市橋克哉)・(12)「家族法の改革」(稲子宣子)〔以上本書199-285頁所収〕

上田論文は、エリツィン体制下における「犯罪現象の爆発」状況を明らかにした後、刑法における脱社会主義化について、「刑法典の修正の累積」過程と新刑法典成立過程を、下院における立法過程を中心に克明に分析している。また上野論文は、ソビエト行刑法の変遷について今日的評価を加えた後、新刑事執行法典編纂状況を分析する。その理論的焦点は、「ソビエト時代からの『矯正労働(法)』の語」から『『刑事執行(法)』の用語』への転移にあり、しかしこれが「単に用語だけの取り換えなのか、ソビエト時代の行刑政策への訣別なのかは、もう少し見極めが必要である」と結んでいる。両論文ともに、ソビエト社会主義法の特質と現代ロシアにおける「法治主義」のありよう(到達度)を測る上で不可欠の論点を開示している。

市橋論文は、比較法的視角を織りこんで、「旧ソ連とその後のロシアの行政

処罰法制が有する特徴と問題点」を細密に論証しようとする意欲的な論稿である。そして体制転換と法治主義を標榜する今日のロシアにあって、「人権保障と民主主義の実現」を喧伝する一方において、「ペレストロイカ時代はおろかそれ以前のソ連時代に問題とされ議論されていた改革課題さえ棚上げされ、議論もなくなりほとんど検討されないまま放置されているという状態」にあるとして、厳しい批判の矢を放っている。これが編者の記す「各領域における改革の進捗状況のちがひ」（2頁）であることは確かにしても、ロシア行政法の現況が物語る深刻な事情は、「法転換」の基本的評価に深くかかわるものと思われる。

さて家族法改革を扱った稲子宣子論文は、帝政時代・ソビエト時代・体制転換期のロシア家族法典を「比較考察」のうちに通観し、結局「社会主義家族法に特有なものが果して存在したのかどうか」という根本問題に迫ることを企図したものである。結論としてこれまで家族法における社会主義的原則とされたものが、「社会主義体制だけに特有なものではない」ばかりでなく、ソビエト家族法には「特に社会主義家族法として特徴づけられるようなものは、実際には存在しなかった」ということが明示される。市民社会の基礎圏域を構成する「家族」が、ソビエト社会においていかなる位置を占めたのか、これについての法学的アプローチによる結論を見るならば、ここにはソビエト社会主義法制における「市民社会」問題の根源にかかわらざるを得ない論点が伏在しており、体制転換期における先の「市民社会形成」論とも関連する問題群ともなろう。

〔第4編 脱社会主義化と法観念の転換〕

(13)「ソビエト法学における〈義務の法〉の観念」（大江泰一郎）・(14)「権力、個人、法」（稲子恒夫）〔以上本書289—338頁所収〕

大江による論稿は、「消滅した」『ソビエト社会主義法学』（1936年憲法を画期として成立したそれと規定される）が、「何をなしました何をなし得なかったのか」について、「ソビエト国法学史」を素材として考察する。これには理由があり、「この国法学にこそソビエト法学全体のもっとも深刻な弱点がはらまれていた」こと、そして「体制転換が危機からの脱出にいまだに連動しそうでないこの国の現状がはらむ秘密」とも関連することである。筆者は冒頭で周知のマルクーゼの著作（『ソビエト・マルクス主義——批判的分析』1958年）を引照し、彼の1936年ソビエト憲法における市民の基本的権利・義務宣言と

「『ブルジョア民主主義的』イデオロギー」との間の「模倣もしくは同化」関係説を改めて紹介する。その意味するところのものは、「われわれとわれわれに先行する世代の日本の研究者たち」が、「スターリン憲法と西欧近代憲法との基本権（人権）に関する原理的対立を強調してきた」ことへの（自己）批判的見地を明晰にすることである。この点は本書評稿第2節で累述した比較法学史、及びソビエト社会主義法論の根幹に連なる問題を含んでいることは言うまでもなく、「いわば思い入れ的な『内在的』理解」への批判として、確かに「逆説」的ではあるものの充分理解できるところであろう。しかし他面において、「われわれ」のソビエト法研究が、少なくともスターリン批判を分岐点とする対象自体の「変容」や東欧の諸「事件」とも関係して、大江の説く制約的理解の「限界」を基本的には越えていたと考えるがいかかだろうか。勿論自身の「過去の思考方法」で事足りれりとするは論外であり、学問自体に内在する永続的な自己批判的営為を前提としてのことであるが。

同稿は、先のマルクレーゼに続いて、ハーバーマス、ホーフマンを引照しつつ、ロシア・ソビエト社会の「遅れ」とその「取り戻し」を確認し、さらに主としてマッキンタイアの所論をベースにマルクス理論の「空白」（社会革命と資本主義後の政治的・法的制度との間のそれ）が指摘される。そして国家と法、国家と市民の関係一般に関するソビエト法理論が、帝政ロシア法とも水脈を通ずる「国家による自由」、「ソビエト的な『義務』」（ドイツ的・西欧的「自由」）をこれに逆転させる触媒は、「社会主義的・マルクス主義的原理」に非ず、「本来のツァーリズムに発する伝統に他ならない」とされる）を特質とし、「ロシア的法観念」による「マルクスの思想そのものが改版」されたと言く。「ロシア法の牢固たる『義務』の構造」、即ち「ロシア・ソビエト的法秩序の非西欧的性質」こそが、これまで見落とされてきた理論の枢要であり、ソビエト制のみならず今日の体制転換期を規定づける、西欧との「文化類型的な懸隔」とされ、今日の状況は、かの「重層的な近代精神」が欠如した空間における「どこからみても見栄えのしない」「近代の圧縮」の「実験場」ということになる。「社会主義の実験」と今日の再びの「実験」は、まさに「15世紀モスクワ国家成立以来のロシア法の法観念」の歴史空間に包摂され続けている。これが筆者の結論的命題と思われる。これを600年の長きにわたる「眠りこみ」とみるか、多様な世界におけるひとつの「歴史的な生」とみなすか、いずれにしても人類＝社会史における法の多様な存在形態の世界史的構成部分としてあるロシア法について、さらにこの地に存在をみたソビエト社会主義法についての本格的考究

のために、すぐれて論争の主題を提示する論稿であることは確かである。

このことは、ロシアの自由主義法思想について、改めて今日的視点から解読し直し、その今日的復活の意義を説く稲子恒夫論文の内容とも深く関連せざるを得ない。稲子によれば、ロシア自由主義法思想は、帝政末期に「法と民主主義のための闘い」を行い、「10月革命とよぶクーデター」と憲法制定会議の解散という「第2のクーデター」、そして1922年夏の自由主義知識人の国外追放によって、「法と民主主義の死」と運命を共にしたという。稲子によるソビエト法把握は、自由主義法学の死と再生を基軸としており、ソビエト法学そのものの本質・形態分析の場とはなっていないため、速断は慎まねばならないが、大江の開示する「ロシア法観念」論との理論的距離は甚だ大きいのか、あるいは対立的要素を内在させているのかのように判ぜられる。

しかし別様の理論仮設とアプローチの結果、異なるソビエト法評価、現状認識が導かれているにもかかわらず、「社会主義法」へのそれぞれの尺度からする一貫した否定的評価、現状への危惧と批判に帰一していることは否定しがたいところであろう。「ソビエト法学」とは何だったか、そもそもロシアにおける「体制転換」とは一体何を意味するのか、棹尾におかれた本編と第3編までの「実証分析」との連繋性と切断性が問われてしかるべきであろう⁽⁸⁾。

結びにかえて

限られた紙幅のなかで、長期にわたる共同研究の豊富な内容と成果を掬うことは甚だ難事である。先述した評者の問題意識と各執筆者との間の「学問的対話」については、自身忸怩たるものがあるが、今日緊要の「学問的課題」を共有し得たことも確かである。非礼を顧みず付きさせていただいたコメント、諸論点について、執筆者各位の御教示が得られれば幸いである。

いずれにせよわれわれの世紀における社会主義問題、そして体制転換問題について、オリジナル・モデルとしてのソ連邦・ロシアを対象として、法律学の領域において縦横に論じた本論集の意味は大なるものがある。また巻末に付

(8) 「論争」に関連する重要文献として、ロシアと欧米における研究著作をそれぞれ1点ずつ掲げておく。A.Н. Медушевский, Демократия и авторитаризм : Российский конституционализм в сравнительной перспективе. М. 1997. & Edited by A. Podgorecki and V. Olgiati, Totalitarian and Post-Totalitarian Law. Dartmouth, 1996.

された「法令年表」は、正確・緻密なものがあり、ひろく社会・人文諸科学研究に益すると思われる。

ソビエト法＝ロシア法研究、さらには比較法研究の分野における最新の成果として、本書を評価したい。今後の研究と論争のための道をつけられた編者の学術的労苦に敬意を表して擱筆とする。